

令和5年度 食品ロス削減推進イベント開催事業委託 仕様書

山梨県が実施する食品ロス削減推進イベント開催事業（以下「本事業」という。）の委託事業者選定に関し、契約の相手方に求める業務の仕様は次の通りとする。

1 事業の概要

「食品ロス削減の推進に関する法律」（令和元年5月31日法律第19号）および「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月31日閣議決定）により、国・地方公共団体・事業者・消費者および関係団体等が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することとされている。

本事業においては、特に消費者に対し、食品ロス削減の重要性について解説し意識啓発を図るため、県内施設における食品ロス削減推進イベントを実施する。消費者に対し、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移すための知識を提供するとともに、消費者が主体的に食品ロス削減に向けて行動できるよう意識啓発を図る。

また、本県では、食品ロス削減推進に係る普及・啓発をより強力に推進するため、やまなし食品ロス削減推進マスコット「かんしょくま」を制作した。「かんしょくま」は、特に子どもに親しみやすいデザインで訴求力に長けるため、「かんしょくま」を利用することで、広く県民に対して食品ロス削減啓発を図る。

2 委託事業実施期間

契約締結日から令和5年11月17日まで

3 委託事業の内容

(1) 食品ロス削減推進イベントの企画および開催

受託者は、食品ロス削減推進イベント（対面）を開催すること。イベントは、下記の内容を踏まえ、受託者が自由な発想で企画・提案すること。

- ・参加者に対し、食品ロスとは何か、なぜ削減が必要なのか、消費者としてできることが伝わる内容であること。
- ・参加者が関心を持ち、すぐに実践に移せるような食品ロス削減につながる方法が伝わる内容であること。
- ・食品ロス削減の必要性について分かりやすく解説し、子どもでも理解ができる内容であること。
- ・参加者に対し、「かんしょくま」が山梨県の食品ロス削減推進マスコットであることを強く印象づける内容とする。また、「かんしょくま」を主体とし、イベントに出演させること。なお、「かんしょくま」の仕様は、別紙（やまなし食品ロス削減推進マスコ

ット「かんしょくま」仕様書) のとおりとする。

- ・「かんしょくま」の知名度を上げるための工夫をすること。
- ・受託者は事故の発生に十分注意するとともに、安全措置を講ずること。

(2) 録画管理

受託者は、イベントの様子を録画撮影すること。

受託者は、下記ア又はイの両方またはいずれか1つを行うこと。いずれも、提出するデータは、今後の県の取組の中で一般に公開されることを前提としたものとする。

ア オンライン配信

- ・配信内容は、実施後速やかに2週間程度アーカイブ配信を行うこと。
- ・配信期間中の視聴回数を報告すること。
- ・配信内容の録画データを、令和5年11月17日までに提出すること。

イ 動画作成

- ・イベントの内容を撮影した動画を、DVD等の記録メディアに記録の上、実施後2週間以内に提出すること。
- ・イベント全体を動画化せず、要所を抜粋し編集することも可能とする。この場合、少なくとも10分以上の動画時間とすること。

(3) 実施日時

令和5年10月(食品ロス削減推進月間)の土曜日・日曜日・祝日のうち1日、10時から16時の間で実施すること。

(4) 参加人数 会場の上限の範囲内(50名以上)

(5) 実施場所 本事業の実施が可能な山梨県内の施設とする。

(6) アンケート

イベント参加者に県が提供するアンケートを実施すること。必要最低回収数は、20名分とする。

(7) その他

- ・受託者は、提出した事業実施計画書及び本仕様書に従いイベントを実施するものとし、スタッフの手配、連絡調整、会場の確保、イベントの企画運営、参加者の申込受付、その他実施に必要な調整を行うこと。
- ・イベントに要する設備・消耗品については、受託者が会場の管理者等と調整した上で準備し、管理すること。
- ・参加者から参加費の徴収は行わないこと。
- ・ホームページやSNS等を活用するなど効果的な手法を用いて、広く県民に周知し参加者を募集することとし、多くの県民へ情報発信すること。
- ・事業完了報告書(様式第7号)に配信又は動画データ(DVD等へ記録)を添付し

令和5年11月17日までに提出すること。

4 業務実施にあたっての留意事項

(1) 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことがないよう万全の注意を払うものとする。

(2) 委託料対象経費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

(3) 本事業の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

(4) 本事業の遂行にあたっては、県担当職員との打合せを綿密に行い、円滑な実施に努めるものとする。また必要に応じ、「かんしょくま」の要員として、県担当職員（1名程度）がイベントに参加することができる。

(5) 本事業の実施により得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は、全て県に帰属するものとする。県は、県の広報物や SNS、Youtube「山梨チャンネル」等での情報発信に際して、成果物を使用（加工等を含む）することがある。

(6) 成果物及び構成素材に第三者の著作権その他の権利が含まれる場合は、受託者が納品前に適切な手続き及び使用料の負担を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

(7) 本事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は県との協議の上、決定する。